

令和8年
7月21日から

危険運転致死傷罪の要件が変わりました!

危険・悪質な運転の根絶を!!!

車だって
凶器に
なります!



飲酒

数値基準が
明確に!

改正後 血液1mLにつき **1.0mg以上**
呼気1Lにつき **0.5mg以上**



ビール大瓶2本、日本酒2合程度で
該当します!

改正前

アルコールの影響により
正常な運転が困難な状態



数値基準未満でも、
正常な運転が困難な状態と認められれば
「危険運転致死傷罪」に該当します。



高速度

具体的な速度が
決まりました!

改正後

一般道

(最高速度60km/h以下)

最高速度
50km/h以上
超過

高速道など

(最高速度60km/h超)

最高速度
60km/h以上
超過



数値基準に達していても、道路・交通状況
などにより、著しく困難な場合は、
従来の「**進行を制御することが困難な速度**」
でも該当します。

例えば...



最高速度30km/hの通学路では
80km/hで該当!



ドリフト

新たな類型として
追加!



殊更に **タイヤを滑らせたり、
浮かせたりして、
進行制御が困難な状態で走行**